

■ 令和7年度第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 議事録

日 時	令和7年8月29日（金） 13:30～14:30	
場 所	八戸市庁 本館3階 議会第一委員会室	
出席委員	間山 路代 委員 木村 和彦 委員 東山 国男 委員 西野 祐希 委員 坂本 美洋 委員 中嶋 幸一郎 委員 吉田 守実 委員 上田 武男 委員 山口 徹 委員	以上9名
欠席委員	野田 賢子 委員	以上1名
市出席者	佐々木 福祉部長兼福祉事務所長 長内 福祉部次長兼障がい福祉課長 町井 高齢福祉課長 事務局：福祉政策課4名 小笠原 福祉部次長兼福祉政策課長 中嶋 副参事（福祉政策GL）、大川 主幹、中村 主事	以上7名
議 事	第4期八戸市地域福祉計画の令和6年度事業実施状況報告について	
結果概要	上記議事について報告・説明し、委員の了承を得た。（以下、議事詳細）	

◆次第

- 1 開会
- 2 専門分科会長あいさつ
- 3 議事 第4期八戸市地域福祉計画の令和6年度事業実施状況報告について
- 4 閉会

◆議事録

開会

司会

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度 第1回 八戸市健康
福祉審議会 社会福祉専門分科会」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、福祉政策課の中嶋と申します。よろ
しくお願いいたします。

資料確認

司会

それでは、会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。

【資料確認】

専門分科会長あいさつ

専門分科会長

それでは会議に移りたいと思います。

本日の会議でございますが、野田賢子委員が欠席ですが、10名中9
名に出席いただいていることから、当審議会規則第4条第2項及び第
5条第11項の規定により会議の成立要件を満たしておりますこと
をご報告申し上げます。

まず初めに、坂本専門分科会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。
よろしくお願いいたします。

【専門分科会長あいさつ】

議事

司会

ありがとうございました。それでは議事に入ります。

当審議会規則第5条第11項の規定により、専門分科会の会議は、専
門分科会長がその議長となることとされていることから、坂本会長に
議長を務めていただきます。坂本会長よろしくお願いいたします。

専門分科会長

はい、それでは次第に従い、早速議事を進めます。

皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存
じますので、よろしくお願い申し上げます。

早速議事ですが、第4期八戸市地域福祉計画の令和6年度事業実施
状況報告について、事務局から説明をお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料1から資料3をご用意ください。

第4期計画では、「人と人、人と地域が支え合い、誰もが生きがいを持って自分らしく暮らせる地域づくり」という基本理念の下に、4つの基本目標と目標ごとに基本施策を設定し、個別の事業を実施しております。

資料1には、計画登載事業の令和6年度の実施状況及び評価指標数値のグラフ等を掲載しております。

資料2は、計画登載事業について、前回、令和5年度の報告以降に変更があった箇所を一覧にしたものになります。

資料3は、資料2の変更箇所を反映させた後の登載事業一覧となります。

参考資料として、八戸市社会福祉協議会様が策定している地域福祉活動計画の取り組み状況の報告資料を提供いただいております。市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画は、相互に連携・協働しながら、一体的に地域福祉を推進していくものです。このことから、資料には関連の深い地域福祉計画登載事業の事業No.を朱書きで付記しておりますので、両計画が連携して事業を推進していることの確認にお使ってください。

登載事業の実施状況並びに基本目標ごとに設定した評価指標の達成状況については、毎年度、こちらの社会福祉専門分科会に報告し、点検・評価を行っていくこととしています。

議事では、令和6年度の事業実施状況について報告させていただき、委員の皆様の忌憚のないご意見等を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業実施状況について説明に入ります。

時間の都合上、主な事業を抜粋して説明いたします。また、事業実施状況シートの見方について、口頭での説明は省略させていただきます。どうぞご了承ください。

それでは、資料1の8ページをご覧ください。

基本目標1「健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり」では4施策、35事業を掲載しています。

基本施策1「健康づくりの推進」では、10事業を掲載しております。

10 ページをご覧ください。事業 No.3「認知症サポーター養成活動促進事業」、事業No4「介護予防日常生活支援総合事業」について、担当の高齢福祉課からご説明いたします。

それでは、事業 No3「認知症サポーター養成活動促進事業」につきましてご説明をさせていただきます。

事業の概要でございますが、認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者のことであり、その応援者を養成する認知症サポーター養成講座の開催や、その養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成および活動の支援、そのほか、認知症の人と家族を支える地域作りのためのボランティア活動を行う「チームオレンジはちのへ」の活動の支援を実施するものでございます。

取組実績でございますが、認知症サポーター養成講座は、平成 18 年度から実施してございまして、昨年度は 35 回開催、914 人が受講され、これまで 22,271 人の認知症サポーターを養成しております。

また、キャラバンメイトは、登録者 105 人に活動意向調査を実施し、55 人が活動継続を希望し、サポーター養成講座の開催等活動を行っております。

また、年に 1 回、キャラバンメイトの資質向上のため、キャラバンメイト連絡会を実施し、こちらは、28 人が参加しております。次に、チームオレンジはちのへの活動については、認知症や介護についての情報提供や相談対応等の活動を市や民間が行う認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を受講した方で、ボランティアとして活動する意欲がある方を対象として開催する、「認知症サポーターステップアップ講座」の従事、認知症フォーラムや BeFM ラジオでの活動紹介や PR、認知症サポーターキャラバンのマスコットの作成等の自主活動を述べ 73 回実施し、248 人が活動しております。

今後も認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、引き続き本事業を継続してまいります。

次に、事業 No. 4「介護予防日常生活支援総合事業」につきましてご説明をさせていただきます。

事業の概要でございますが、高齢者の自立支援、介護予防または重度化防止を図るため、高齢者の状態に合わせた各種サービスの提供やサービスを提供する訪問支援員の養成を行うものでございます。

令和5年度までは介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及びC、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスCを提供してまいりましたが、令和6年度から、新たに通所型サービスAを開始いたしました。

通所型サービスAとは、身体介護を必要としない方向けに、短時間・低額で機能訓練や入浴等のサービスを提供するものでございます。サービス提供時間は、通常に通所介護相当サービスが、7時間程度であるのに対しまして、通所型サービスAは2時間から3時間としております。また、費用につきましても、通所型サービスAは、通所介護相当サービスの8割程度となっております。通所型サービスAは、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員といった専門職の配置を不要とするなど、人員基準等も緩和しております。

取り組み実績でございますが、訪問介護相当サービスが4,296件、訪問型サービスAが69件、訪問型サービスCが6件、通所介護相当サービスが13,328件、通所型サービスAが66件、通所型サービスCが279件でございます。

訪問支援員養成研修につきましては、令和6年10月10日と令和7年2月6日の2回開催してございまして、参加者は計23人でございます。

今後も、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう、高齢者等の心身の状態に応じた適切なサービス提供に繋げるための制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

次に、基本施策2「高齢者や障がい者等の社会参加の促進」では、17事業を掲載しております。

17ページ下段をご覧ください。事業No.12「鷗盟大学運営事業」について、高齢福祉課からご説明の後、引き続き事業No.17「障がい者バス特別乗車証交付事業」、No.19「意思疎通支援事業」、No.20「障がい者就労サポーター養成事業」について、障がい福祉課からご説明いたします。それでは、高齢福祉課からお願いいたします。

事業No.12「鷗盟大学運営事業」につきまして、私からご説明をさせていただきます。

事業概要でございますが、満60歳以上の市民が入学できる2年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞ

高齢福祉課長

れの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供するものでございます。

取組実績でございますが、「生活福祉科」「園芸科」でそれぞれの課程に沿った専門科目の学習を各学年とも学習計画どおりに実施をいたしました。

入学者は令和6年度は80人でした。

クラブ活動は、書道クラブやパークゴルフ同好会、民謡・歌謡クラブなど18クラブございます。

ボランティア活動は年2回行い、1つは種差海岸での外来植物オオハンゴンソウの除去のボランティアで、参加者は95人、もう1つは、大須賀海岸での清掃ウォークで、130人の参加がありました。

次に総合美術展でございますが、こちらは829人の参加がありました。

芸能発表会の方には841人の参加がございました。

2年間の学習計画では、八戸の文化や歴史、校外学習、学内行事など、多様なカリキュラムを組み込んでいる他、クラブ活動やボランティア活動を通して、学生の皆様方には充実した大学生活を送っていただいております。私からは以上でございます。

障がい福祉課長

障がい福祉課です。

それでは、20ページ上段の事業No.17「障がい者バス特別乗車証支給事業」についてご説明いたします。

通称「ほほえみ共通バス券」と呼んでおります障がい者バス特別乗車証を、手帳の交付を受けている「6歳以上の障がい者」を対象に、所得に応じて0円、1,000円、2,000円の年間利用料をお支払いいただき、交付する事業でございます。

令和4年度からは、八戸圏域地域連携ICカード「ハチカ」に、ほほえみ共通バス券の機能を付与する形で交付しており、市営バスと南部バスの市内全線での利用が可能となっております。

令和6年度は交付者数が4,351人交付しており、障がい者の社会活動の促進及び、生活圏の拡大を図っております。

次に21ページをご覧ください。21ページ上段の事業No.19「意思疎通支援事業」についてご説明いたします。

この事業は、聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、手話通訳者等の

養成講座を行う事業でございます。

令和6年度の手話通訳者の派遣件数は582件、要約筆記者の派遣件数は0件でしたが、緊急の依頼を含めまして、全ての依頼に対応させていただいております。

養成講座の開催につきましては、「八戸市ろうあ協会」に委託して実施しております。令和6年度の全受講者68名中59名が講座を修了しております。今年度の修了者5名を含む講座の修了者12名が、「県の手話通訳者・登録試験」に臨み、1名が合格しており、合格された方は、当市の手話通訳者派遣事業に登録いただいております。

引き続き、当事業により、聴覚に障害のある方の、意思疎通や情報を取得する機会の拡大を図ってまいります。

次に22ページ上段の事業No.21「障がい者就労サポーター養成講座」についてご説明いたします。

この事業は、障がい者の就労支援の促進を図ることを目的として、障がい者を雇用している、または、雇用を予定している企業や、障害者就労・継続支援サービス事業所の関係者、市民などを対象に、「障害の特性」や「障がい者支援に関する制度」について理解を深めることを目的に、障がい者・就労サポーター養成講座を開催する事業でございます。当事業は八戸市社会福祉協議会に委託して実施しており、令和6年度は、八戸公共職業安定所や就労支援機関の職員などに講師を依頼している。「障害者雇用の法律と制度」や「障害に合わせた就労支援」などについて5回の講義を開催しております。

また、講義の他、事業所見学を2回開催し、講義と合わせて延べ146人参加いただき、障害に対する理解を深めていただいております。説明は以上でございます。

次に、基本施策3「地域医療体制の整備」では、4事業を掲載しております。

25ページ下段をご覧ください。事業No.28「救急医療体制整備事業」について、担当は保健総務課になります。

事業概要としましては、医療機関・緊急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備するというものです。

取組実績としまして、第1次救急では、「休日夜間急病診療所運営事業」「休日歯科診療所運営事業」「県救急医療情報システム運営事業」

「休日夜間当番薬局等事業」の4事業体制で、第2次救急の「病院群輪番制運営事業」、第3次救急の「救命救急センター運営事業」の体制で、救急医療の確保を図りました。

次に、基本施策4「多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備」では、4事業を掲載しています。

29ページをご覧ください。事業No.35「LGBT等理解促進事業」について、担当は市民連携推進課になります。

事業概要としましては、差別や偏見のない誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、市民や職員を対象とした研修会を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図るというものです。取組実績としましては、性的マイノリティに関する理解促進のための講座を、会场上映及びオンデマンド配信で開催し、計121名に受講いただきました。

以上で、基本目標1に掲載されている主な事業の実施状況について説明を終わります。

続きまして、資料30ページをご覧ください

基本目標2の「個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり」では、4施策、41事業を掲載しています。

まず、基本施策1「自立支援と権利擁護の推進」では、18事業を掲載しています。

35ページ上段をご覧ください。事業No.45「高齢者虐待防止研修会の開催」について、担当の高齢福祉課からご説明いたします。

事業No.45「高齢者虐待防止研修会の開催」についてご説明をさせていただきます。

事業概要でございますが、市民や高齢者施設関係職員等を対象に、高齢者虐待に関して啓発を行うとともに、高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点を学ぶことを目的に、年に1回開催するものでございます。

取り組み実績でございますが、令和6年度は令和7年2月10日に研修会を開催し、「その人らしさ」を大切にしたいケアを目指して～虐待を防止し適切な介護を実践するために～と題し、講師に八戸学院大学短

高齢福祉課長

期大学部介護福祉学科の小川あゆみ氏をお招きいたしましてご講演いただきました。

受講者数は、市内の特別養護老人ホームや有料老人ホームグループホーム等の職員 48 名にご出席をいただきました。

講義は、令和 6 年度の介護報酬改定に関する内容を確認するとともに、介護専門職として根拠に基づく適切なケアの理解やストレスと感情のコントロールを適切に行うことができるよう、事例検討や職業性ストレス簡易調査票を活用した自己分析など、日々の現場で生かすことができる実践的な内容となりました。

今後も、高齢者虐待の早期発見、防止および対策のためにニーズを捉え、研修を実施してまいります。私からは以上でございます。

事務局

次に、基本施策 2「相談支援体制の充実と適切な情報発信」では、14 事業を掲載しています。

40 ページ上段をご覧ください。資料 No. 55「障がい者相談支援事業」について、担当の障がい福祉課からご説明いたします。

障がい福祉課長

それでは、事業No.55「障がい者相談支援事業」についてご説明いたします。

この事業は、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、専門の相談員が障がい者等からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護のため、必要な情報の提供及び援助を行う事業でございます。

当事業は資料に記載しております 3 法人に委託し実施しており、令和 6 年度実績は、3 法人の合計で 3,190 人からの相談に対応し、障がい福祉サービスの利用に係る手続きの支援などを行っております。説明は以上でございます。

事務局

それでは、次に 41 ページ上段をご覧ください。

事業No.57「八戸版ネウボラ推進事業」について、担当はすくすく親子健康課、こども家庭相談室、こども支援センターとなっております。

事業概要としましては、妊産婦及び乳幼児の保護者、子どものいる家庭が安心して子育てできるよう、こども家庭センター母子保健機能をもつすくすく親子健康課、児童福祉機能をもつこども家庭相談室、教育委員会の 1 組織であるこども支援センターの 3 部署の連携を強化し、総合保健センター内においてワンストップで相談対応できる体制

を構築するものです。

次に、基本施策3「課題解決に向けたネットワークの構築」では、5事業を掲載しています。

47ページをご覧ください。事業No.66「虐待等防止対策会議の開催」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としましては、虐待等の防止に係る対策を分野横断で総合的に推進するため、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関で構成する会議を開催し、庁内の分野別会議における対応体制の検証・助言を行う、というものです。

次に、基本施策4「再犯防止施策の推進」では、4事業掲載しています。

52ページをご覧ください。事業No.74「協力雇用主への入札優遇措置」について、担当は契約検査課になります。

事業概要としましては、刑務所・少年院出所者の生活安定を図るため、建設工事競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加点する制度を導入し、制度の周知に努めるものです。

取組実績としましては、令和6年度は市内263業者中、13事業者が協力雇用主として保護観察所に登録し、制度導入前と比較し、10事業者の増加となりました。

以上で、基本目標2に掲載されている主な事業の実施状況について説明を終わります。

続きまして53ページをご覧ください。

基本目標3の地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくりでは、4施策45事業を掲載しています。

まず、基本施策1「防災・防犯対策の充実」では16事業を掲載しています。

下段の事業No.75「避難行動要支援者事業」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としましては、GIS連動型避難行動要支援者システムの運用や避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成により、災害時に自ら避難することが困難な人が、地域の中で支援を受けられるような体制を構築するというものです。

取組実績としましては、「広報はちのへ」などで制度の周知や要支援者支援に関する協定締結の呼びかけを行い、令和6年度末時点で、避難行動要支援者には2,421人に登録いただき、協定締結団体は106となりました。

新規の名簿登録者へは、専用ケースに病歴や緊急連絡先の記載されたシートなどを入れて、マグネットで冷蔵庫などに貼ることができる救急医療情報キットを配付しました。また、避難行動要支援者名簿は、民生委員や協定を締結した自主防災組織などへ年2回更新の上、配付しました。

個別避難計画につきましては、三八城、柏崎、上長、下長、根岸、南郷の市内6地区の要支援者を対象に、令和6年度末時点で299人の作成が完了しました。

続きまして、57ページ上段をご覧ください。事業No.80「安全・安心情報発信事業」について、担当は危機管理課になります。

事業概要としましては、八戸圏域連携中枢都市圏安全・安心情報システムにより、災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没等の各種警戒情報(安全・安心情報)をメールやアプリ、市公式LINEで配信するものです。

取組実績としましては、メールや専用アプリ、市公式LINEにおいて、災害時の避難情報や危険動物情報などの各種安全・安心情報を配信したほか、令和6年度は新たに熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの自動配信を開始しました。

また、チラシの配布や、広報はちのへにおける記事掲載等により、加入促進活動を実施しました。

次に、基本施策2住民主体による支え合い、18事業を掲載していません。

67ページ上段をご覧ください。事業No.97「民生委員・児童委員活動の推進」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としましては、民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行うというものです。

取組実績としましては、毎月開催される民生委員児童委員協議会の役員会・会長会や年1回の情報交換会に出席し、市の取組に係る周知

や情報交換を行いました。

制度周知を行っている「広報はちのへ」掲載記事について、広く民生委員の活動に興味を持っていただけるよう、現役民生委員の写真やインタビューで記事を構成し直し、紙面を工夫しました。

また、民生委員向けに、活動や事務の理解に役立ててもらうため、民生委員へ依頼している事務内容をとりまとめ、「民生委員・児童委員事務の手引き」を作成・配付しました。

次に、基本施策3「ボランティア・NPO活動の活性化」では5事業を掲載しています。

74ページをご覧ください。事業No.107「「元気な八戸づくり」市民奨励金制度」については、担当は市民連携推進課になります。

事業概要としましては、市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し、奨励金を交付するというものです。

取組実績としまして、令和6年度奨励金交付事業では、「初動期支援コース」3団体、「まちづくり支援コース」4団体の応募がありました。応募件数は増加傾向にあり、公開ヒアリング審査会を経て決定した7団体に、合計1,912,000円の奨励金を交付しました。

基本施策4「暮らしやすい生活環境整備」では6事業を掲載しています。

78ページ上段をご覧ください。事業No.113「福祉バス運営事業」について、担当は福祉政策課になります。

事業概要としましては、市内に拠点を置く各種福祉団体が、研修や大会への参加や行事を行う際に、1日2台を上限に無料で福祉バスを運行し、移動手段確保と社会活動促進等を図るというものです。

取組実績としましては、老人クラブや障がい者団体の活動に計202回運行し、5,777人にご利用いただきました。

以上で、基本目標3に掲載されている主な事業の実施状況について説明を終わります。

続きまして79ページをご覧ください。

基本目標4の「思いやりの心と人づくり」では3施策、17事業を掲載しています。

まず、基本施策1「担い手の育成支援」では、9事業を掲載しています。

80 ページ下段をご覧ください。事業No.117「ゲートキーパー養成研修の開催」について、担当は保健予防課になります。

事業概要としましては、自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成し、幅広く自殺対策を支える人材を育成するというものです。

取組実績としましては、ゲートキーパー研修を4回開催し、延べ122人が受講しました。

次に、基本施策2「福祉教育の推進と福祉意識の醸成」には6事業を掲載しています。

83 ページ上段をご覧ください。事業 No. 122「青少年の地域活動の推進事業」について、担当は教育指導課となります。

事業概要としましては、若い世代がボランティア活動を通して、地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中高生のボランティア登録とボランティア派遣を行うものです。

取組実績としましては、2,567人の中高生にボランティア登録いただき、各種団体からのイベントへの派遣依頼に応じ、種差海岸、各地区公民館へ合計30回、1,236人の中高生を派遣しました。

次に、基本施策3「世代間交流の促進」では2事業を掲載しています。

84 ページ下段をご覧ください。事業 No. 123「地域伝統芸能の後継者養成への支援」について、担当は社会教育課になります。

事業概要としましては、無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し、助成を行うというものです。

取組実績としまして、「八戸市無形民俗文化財後継者養成事業費補助金」を8団体に交付しました。

また、「八戸三社大祭副読本」を作成し、市内小学校4年生全員と一部小学校3年生に配付したほか、民俗芸能の夕べを開催し、4団体の出演により510人が観覧しました。

以上で基本目標4に掲載されている主な事業の実施状況について、説明を終わります。

続きまして、85 ページをご覧ください。84 ページまでの事業実施状況シートの「事業の進捗状況」と、「自己評価」の部分について、全事業の集計結果を掲載しております。

まず、85 ページ上段の「事業の進捗状況」をご覧ください。

各事業では「評価基準」に基づき、事業担当課による評価を行い、その集計結果を掲載しております。

◎の「予定どおり実施できた」と○の「おおむね予定どおり実施できた」の合計が全体で 98.5%となっております。

また、「未実施」の事業が 2 件ございますので補足して説明いたします。1 件目は 43 ページをご覧ください。事業No.61「福祉サービスの苦情相談解決事業」となりますが、この事業は、県社会福祉協議会が設置している「青森県運営適正化委員会」が実施しているもので、具体的には、福祉サービスに関する苦情や相談の受付解決のための助言、調査、話し合いへの立会い・あっせん等を行う事業となります。

事業 No. 61 の表では、担当部署として、関係各課と記載しておりますが、関係する複数の課で関連性があるという意味合いで記載しており、市として実施しているものではございませんので、「未実施」としております。なお、本事業は、これまでの地域福祉計画においても継続的に登載している事業であり、福祉サービス利用者からの相談に対応する根幹の事業となっているものです。

未実施事業の 2 点目は、66 ページになります。事業No.96「地域集会所整備事業」となります。こちらの事業につきましては、地域集会所の新築・改修などを住民自ら行う場合に補助金を助成するというものであり、令和 6 年度も制度自体はありましたが、具体的な案件がなく、助成実績がなかったため、未実施となります。

次に、「自己評価」についてですが、85 ページ下段をご覧ください。

こちら「評価基準」に基づき、各事業について、事業担当課による評価を行い、その集計結果を掲載しております。

Aの「想定どおりの実施効果・成果が得られた」とBの「おおむね想定どおりの実施効果・成果が得られた」の合計が全体で 98.6%となっております。

Dの評価対象外の事業が 2 件ございますが、いずれも「事業の進捗状況」でご説明した未実施事業になります。

次に、「評価指標」についてご説明いたします。86 ページをご覧ください

ださい。

基本目標ごとに達成状況を測るための「評価指標」を3から6指標設定し、令和6年度までの実績値と、第4期計画最終年度における目標値を示しております。

この目標値ですが、基本目標ごとに、その達成状況を測るための「目安」という位置付けであり、実績値が目標値にどの程度近づいているの、どの程度超過しているか、その推移について検証することとしております。そのため、計画年度の途中で目標値を達成していた場合でも、目標値の見直しは行わないこととしております。

なお、目標値に関する補足が2点あり、1点目ですが、87ページ中段の「民間企業における障害者の雇用率」ですが、法定雇用率は、令和5年度は2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げることとされております。令和6年度の実績は、これを踏まえても、達成されている状況です。

2点目ですが、91ページ上段の「行政活動ボランティアの実働数」については、数値が未算出のため、令和6年度の数字の掲載はございません。

評価指標と目標値は、基本目標の1から4までで20事業で設定しており、全体を見ても、令和6年度の実績が令和5年度より増加している事業が11件、横ばいの事業が4件、減少の事業が5件となっており、令和6年度末で、既に目標値達成済みの事業が8件ございます。

このうち、令和6年度の実績が減少となり、かつ、現地点で目標値に達していない事業のうち、91ページ下段の「65歳未満の民生委員・児童委員の割合」について、状況を報告いたします。

現在の民生委員の定数は、537人であり、令和6年度末時点の委嘱者数は493人です。このうち評価指標となっている65歳未満の民生委員数は107人となっています。参考までに、平均年齢は69.6歳、最高齢は84歳、最年少は39歳です。

委嘱されている民生委員の任期は、本年11月末となっているため、現在、一斉改選に向けて、次期民生委員の更新に係る事務を進めておりますが、新たな若い民生委員の担い手を確保するため、八戸商工会議所や南郷商工会と連携し、市内事業所へ民生委員活動への理解・参画促進や活動しやすい環境づくりのための依頼をしたところであり、引き続き、目標値を達成できるよう取り組んでまいります。

事務局

以上で、第4期八戸市地域福祉計画の令和6年度事業実施状況報告について説明を終わります。

専門分科会長

お疲れ様でした。

ただ今の事業についての事務局から説明をいただきましたが、この説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

何かございますでしょうか。特段ございませんか。

委員

17ページですね、No.12 鷗盟大学運営事業についてですが、今、私も社会福祉協議会でも、民生委員の成り手不足とか、地域福祉の担い手が非常に不足している状況になっております。この鷗盟大学の学生さんたちは非常に意欲の高い大学生さんでいらっしゃいますので、ぜひそういった方々のお力をですね、地域福祉の方にもお力添えいただければな、というふうに思っております。もし学校のプログラムの中でも、そういったような情報提供などを取り入れる機会があれば、お声がけいただきたいと思っています。以上です。

専門分科会長

これは要望でよろしいですね。

委員

はい。

専門分科会長

他にございませんか。

委員

今の意見に関連して、鷗盟大学を終わられた方は、どうなるんですか。

高齢福祉課長

はい。鷗盟大学2年間の学習ということでご説明させていただきました。終わった後は、それぞれでクラブ活動とかをやられている方々の有志が集まって、個別にというか団体が集まって、活動されているというような状況でございます。

委員

よく人材とか研修会とか、多数の報告があったのですが、その後というか、せっかく例えば認知症サポーター養成講座が終わったら、サポーターの活動をするというように繋がっていくといいなと思うので、今、委員からもお話あったように、せっかく意欲のある方が

委員

たくさんいらっしゃって、すごくたくさんの方が受講されているので、そういう方々がボランティア活動とか地域のいろんな活動に参加できるような流れというか、講座を開いたところがゴールではなくて、そこから地域活動に向かっていく、地域活動をするようなところがゴールというか、そういうところに結びつくようなところまで考えていただくといいかなというふうに思っています。

専門分科会長

他にございませんか。

それでは他にないようでありますので、ただいまの委員からの要望ですので、よろしく願いしたいと思います。

それではただいま説明をいただきましたが、第4期八戸市地域福祉計画の令和6年度における実施状況報告については、ご説明いただいたとおり、事務局案として承認するというにしたいと思います。よろしゅうございますか。

はい。ありがとうございます。

以上で本日予定しております案件の審議は全て終了いたしました。これでよろしいでしょうか。皆さんから何かありますか。

はい、では無いようですので、これをもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

閉会

司会

坂本会長ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和7年度第1回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会」を閉会いたします。

なお、本日の社会福祉専門分科会の内容につきましては、年度末、令和8年3月24日に予定しております八戸市健康福祉審議会にて報告をさせていただきます。予定となっております。

本日はありがとうございました。